

## 横須賀市国民健康保険料滞納者の特別療養費等の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険料（以下、「保険料」という。）の滞納者に係る特別療養費及び保険給付の一時差止めの取扱いに関し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）並びに国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）の規定に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (特別療養費の支給対象)

第2条 法第54条の3第1項又は第2項の規定により、療養の給付等の支給に代えて特別療養費を支給する対象となる被保険者は、次の各号のいずれかに該当する世帯に属する被保険者とする。

(1) 保険料を滞納している世帯（以下「保険料滞納世帯」という。）であって、政令第28条の6に規定する災害その他の特別の事情（以下「特別の事情」という。）がなく、省令第27条の4の4に規定する保険料の納付勧奨等の取組（以下「納付勧奨等の取組」という。）として、納付指導や納付相談を行ってもなお、当該保険料の納期限から1年間が経過しても納付がなく、自主的な納付の見込みがないと判断される世帯。

(2) 当該保険料の納期限から1年間が経過しない場合においても、特別療養を支給すべきと市長が判断する世帯

2 前項各号に規定する世帯に属する被保険者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者及び次の各号のいずれかに該当する被保険者（以下「原爆一般疾病医療費の支給等受給者」という。）は特別療養費の対象から除外する。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給を受けている者

(2) 省令第27条の4の2に規定する医療に関する給付を受けている者

3 前項各号のいずれかに該当する被保険者が保険料滞納世帯に属するときは、保険料滞納世帯の世帯主（以下「滞納世帯主」という。）に対して「原爆一般疾病医療費の支給等に係る届出書」（第1号様式）及びその事実を証する書類の提出を求め、特別療養費の適用除外の可否を審査する。

### (納付勧奨等の取組の実施)

第3条 特別療養費の支給は、滞納世帯主に対して、次の各号に掲げる納付勧奨等の取組を行ってもなお納付が見込まれない場合に、支給決定するものとする。

(1) 滞納世帯主に、次に掲げる事項を記載した保険料の納付勧奨等のための通知（以下

「納付勧奨等通知」という。)を送付すること。

ア 滞納額及び当該滞納額に係る納期限

イ 保険料の滞納について特別の事情がある場合は、当該保険料を納付することができない理由を届けなければならない旨及びその期限

ウ 特別の事情がないにもかかわらず、当該保険料を引き続き滞納する場合は、特別療養費を支給する場合がある旨

エ 当該保険料の納付に係る相談の機会を設ける旨及び相談の内容

(2) 電話、訪問等により滞納している保険料の納付を催促すること。その際は、保険料滞納世帯の実態把握に努めるとともに、納付勧奨等通知の記載事項に準じた説明を行う。

(3) 電話、窓口等において滞納している保険料の納付に係る相談に応じる機会を設けること。納付相談においては、特別の事情の有無の確認や、必要に応じて保険料の減免や徴収猶予の制度を周知する等、必要な相談を行う。

(4) その他前3号の取組に類するもの

(特別の事情の確認)

第4条 前条の納付勧奨等の取組を行うときは、合わせて、次の各号に掲げる特別の事情の有無等の確認を行う。

(1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。

(2) 世帯主又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。

(3) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。

(4) 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。

(5) 前各号に類する事由があったとき。

2 前項各号に掲げる特別の事情がある場合は、滞納世帯主に対して、「国民健康保険料の滞納に係る特別事情届出書」(第2号様式)及びその事実を証する書類の提出を求め、当該事由により保険料納付が困難であるか否かについて十分審査を行う。

3 次の各号に該当すると市長が認めた場合は、特別の事情に該当するものとして取り扱う。

(1) 第1項第2号に該当するもの

ア 医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出があったこと。

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条で規定する感染症(一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症)に、り患又はり患した恐れがあると認められること。

(2) 第1項第4号に該当するもの

ア 通常の事業経営によって回復するまで相当の期間を要すると認められる損失であること。

イ アに該当する損失となる回収不能債権を負ったこと。

(3) 第1項第5号に該当するもの

ア 財産調査を行った結果、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第153条の規定による執行停止に該当すると判断されたこと。

イ 法第77条による減免又は徴収猶予、国税徴収法第151条又は第151条の2による換価猶予が行われ、納付計画による納付が履行されていること。

ウ 事由にかかわらず収入が著しく減少し、保険料を一括して納付することにより生計の維持が困難となること。

エ 不慮の事故等により、保険料の納付が困難又は不能となったこと。

(弁明の機会の付与の通知)

第5条 第2条の規定に該当する保険料滞納世帯に対して特別療養費の支給を決定する場合は、支給決定に先立ち、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による弁明の機会の付与について、「国民健康保険特別療養費支給決定に係る弁明の機会の付与通知書」（第3号様式）により滞納世帯主あて通知する。

(特別療養費支給に係る事前通知)

第6条 前条の規定による通知に定める期限までに滞納世帯主から弁明書が提出されない場合又は弁明によっても予定されている特別療養費支給決定処分は正当であると認められる場合は、滞納世帯主に対して、「特別療養費の支給に係る事前通知書」（第4号様式）により、法第54条の3第3項の規定による特別療養費を支給する旨の通知を行う。

2 前項の通知は、療養の給付等に代えて特別療養費の支給を開始する日の30日前までに行う。

(資格確認書の返還請求)

第7条 特別療養費の支給対象となる被保険者が法第9条第2項及び省令第6条第2項の規定による資格確認書（以下、「資格確認書」という。）の交付を受けている場合は、前条による通知とあわせて、滞納世帯主に対して、「資格確認書返還請求書」（第5号様式）により、省令第27条の5の2第1項の規定による当該被保険者に係る資格確認書の返還を特別療養費の支給を開始する日までに行うよう求める。

2 前項の規定により資格確認書が返還された場合（省令第27条の5の2第3項に基づくみなし返還を含む）は、滞納世帯主に対し、省令第27条の5の2第4項の規定による資格確認書（特別療養費）（以下、資格確認書（特別療養費）という。）を交付する。

(原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出による療養の給付等の開始)

第8条 特別療養費の支給を受けている被保険者が第2条第2項に該当することとなった場合は、当該被保険者の属する世帯の滞納世帯主は、「原爆一般疾病医療費の支給等に係る届出書」(第1号様式)及びその事実を証する書類を提出する。

2 前項の規定により届出があった場合は、これを受領し内容を審査し、該当すると認められるときは、当該被保険者に関する「療養の給付等に係る事前通知書」(第6号様式)により、滞納世帯主へ事前に通知を行った上で、当該被保険者へ療養の給付等を行う。

3 当該被保険者が資格確認書(特別療養費)の交付を受けている場合は、その返還を求め、資格確認書を交付する。

(特別の事情等の届出による療養の給付等の開始)

第9条 特別療養費の支給を受けている滞納世帯主が、特別の事情に該当することとなった場合は、滞納世帯主は、「国民健康保険料の滞納に係る特別事情届出書」(第2号様式)を、その事実を証する書類を添えて提出する。

2 前項の規定により届出があった場合は、これを受領し内容を審査し、該当すると認められるときは、「療養の給付等に係る事前通知書」(第6号様式)により滞納世帯主へ事前に通知を行った上で、当該世帯の被保険者へ療養の給付等を行う。

3 当該被保険者が資格確認書(特別療養費)の交付を受けている場合は、その返還を求め、資格確認書を交付する。

(滞納保険料の完納等による療養の給付等の開始)

第10条 滞納保険料が完納した場合又は滞納保険料が著しく減少し、特別療養費の対象世帯でなくなったと判断したときは、「療養の給付等に係る事前通知書」(第6号様式)により滞納世帯主へ事前に通知を行った上で、当該世帯の被保険者へ療養の給付等を行う。

2 前項により療養の給付等を受けることとなった当該被保険者が資格確認書(特別療養費)の交付を受けている場合は、その返還を求め、資格確認書を交付する。

(保険給付の一時差止め)

第11条 次の各号のいずれかに該当する世帯において、現金給付による保険給付が生じた場合に、法第63条の2第1項又は第2項の規定により、その給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるときは、「国民健康保険給付一時差止通知書(第7号様式)」により通知するものとする。

(1) 保険料滞納世帯であつて、当該保険料の納期限から1年6月間が経過するまでの間に、納付勧奨等の取組を行ってもなお、特別の事情がなく、当該保険料を納付しない

世帯。

- (2) 保険料滞納世帯であつて、当該保険料の納期限から1年6月間が経過しないが、現金給付による保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるべきと市長が判断する世帯。

2 前項の通知の際に、滞納世帯主に第4条に規定する特別の事情がある場合は、「国民健康保険料の滞納に係る特別事情届出書」（第2号様式）の提出を求める。

（保険給付の一時差止めの解除）

第12条 法第63条の2第1項又は第2項の規定により保険給付の全部又は一部を一時差し止められた滞納世帯主が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該差止めを解除し、滞納世帯主に対して「国民健康保険給付差止解除通知書」（第8号様式）により通知するものとする。

- (1) 滞納している保険料が完納又は、著しく減少したとき。
- (2) 保険給付の全部又は一部を一時差し止められた滞納世帯主から「国民健康保険料の滞納に係る特別事情届出書」（第2号様式）の届出があり、第4条に規定する特別の事情に該当すると認められるとき。

（一時差止めした保険給付からの滞納保険料額の控除）

第13条 法第63条の2第3項の規定により一時差止めしている保険給付の額から滞納している保険料額を控除するときは、あらかじめ滞納世帯主に対して「国民健康保険給付控除通知書」（第9号様式）により通知するものとする。

（世帯合併、世帯分離又は滞納世帯主変更）

第14条 特別療養費の支給を受ける世帯において、世帯合併、世帯分離又は滞納世帯主変更をした場合の取扱いは、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 世帯合併 合併後の世帯の滞納世帯主が、すでに特別療養費の支給を受ける世帯の滞納世帯主であるときは、新たに当該世帯に属することとなった被保険者についても特別療養費の支給を行うこととし、あらかじめ滞納世帯主に対して「特別療養費の支給に係る事前通知書」（第4号様式）により通知を行うことともに、当該被保険者が資格確認書の交付を受けている場合は、その返還を求め、資格確認書（特別療養費）を交付する。
- (2) 世帯分離 滞納世帯主が、すでに特別療養費の支給を受ける世帯の滞納世帯主であるときは、引き続き当該世帯の被保険者に対して特別療養費の支給を行うとともに、それ以外の分離した世帯の被保険者には療養の給付等を行うこととし、あらかじめ当該世帯分離後の滞納世帯主に対して「療養の給付等に係る事前通知書」（第6号様式）により通知するとともに、当該世帯の被保険者が資格確認書（特別療養費）の交

付を受けている場合は、その返還を求め、資格確認書を交付する。

- (3) 滞納世帯主変更 滞納世帯主の変更があったときは、当該世帯の被保険者に対し療養の給付等を行うこととし、あらかじめ「療養の給付等に係る事前通知書」(第6号様式)により当該世帯主変更後の滞納世帯主に通知するとともに、当該世帯の被保険者が資格確認書(特別療養費)を交付されている場合は、その返還を求め、資格確認書を交付する。
- (4) 前3号の規定にかかわらず、当該世帯合併、世帯分離及び滞納世帯主変更が、特別療養費の支給対象とならないための形式的なものと認められるときは、引き続き特別療養費の支給を行うものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条・第 8 条関係）

年 月 日

原爆一般疾病医療費の支給等に係る届出書

横須賀市長 様

届出人住所

届出人氏名

下記のとおり、原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を届け出ます。

記

|                                              |     |                       |         |  |
|----------------------------------------------|-----|-----------------------|---------|--|
| 世帯主                                          | 住 所 |                       |         |  |
|                                              | 氏 名 |                       | 電話番号    |  |
| 被保険者<br>記号・番号                                |     |                       |         |  |
| 原爆一般<br>疾病医療<br>費の支給<br>等を受け<br>ることが<br>できる者 | 1   | 氏 名                   |         |  |
|                                              |     | 住 所                   |         |  |
|                                              |     | 個 人 番 号               |         |  |
|                                              |     | 医療費の支給等の名称<br>及び受給者番号 | (名称)    |  |
|                                              |     |                       | (受給者番号) |  |
|                                              | 2   | 氏 名                   |         |  |
|                                              |     | 住 所                   |         |  |
|                                              |     | 個 人 番 号               |         |  |
|                                              |     | 医療費の支給等の名称<br>及び受給者番号 | (名称)    |  |
|                                              |     |                       | (受給者番号) |  |
|                                              | 3   | 氏 名                   |         |  |
|                                              |     | 住 所                   |         |  |
|                                              |     | 個 人 番 号               |         |  |
|                                              |     | 医療費の支給等の名称<br>及び受給者番号 | (名称)    |  |
|                                              |     |                       | (受給者番号) |  |

※ 1 「医療費の支給等の名称」は、裏面の該当する医療費の支給等の名称を記入してください。

※ 2 医療費受給証の写し等、該当医療費の受給を確認できる書類を提示してください。

(第1号様式 裏面)

原爆一般疾病医療費の支給等の名称

| 番号 | 医療等の名称                                                                                                                                                     |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給                                                                                                                           |
| 2  | 児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第2項の医療に係る療育の給付又は同法第21条の5の29第1項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第24条の20第1項（同法第24条の24第3項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給                     |
| 3  | 予防接種法第16条第1項第1号又は第2項第1号（新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第5項から第7項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給                                                                           |
| 4  | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給                                                                    |
| 5  | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付                                                                                                         |
| 6  | 麻薬及び向精神薬取締法第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付                                                                                                              |
| 7  | 母子保健法第20条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給                                                                                                                           |
| 8  | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給                                                                                                            |
| 9  | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項（同法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）、第37条の2第1項又は第44条の3の2第1項（同法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 |
| 10 | 石綿による健康被害の救済に関する法律第4条第1項の医療費の支給                                                                                                                            |
| 11 | 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第4条第1号の医療費の支給                                                                                                              |
| 12 | 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第12条第1項の定期検査費、同法第13条第1項の母子感染防止医療費又は同法第14条第1項の世帯内感染防止医療費の支給                                                                    |
| 13 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給                                                                                                                          |
| 14 | 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条又は第4条の医療費の支給                                                                                                              |
| 15 | 国民健康保険法施行令第29条の2第8項の規定による高額療養費の支給特（定疾病給付対象療養）                                                                                                              |
| 16 | 児童福祉法第22条第1項の助産の実施、同法第27条第1項第3号の措置（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）、同条第2項の指定医療機関への委託措置若しくは同法第33条の一時保護に係る医療の給付又は児童福祉法施行令第23条の2第2項第1号の医療の給付若しくは同項第2号の医療に要する費用の支給         |
| 17 | 身体障害者福祉法第18条第2項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付                                                                           |
| 18 | 昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付                                                                                                |
| 19 | 昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給                                                                                                 |
| 20 | 平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付                                                                                        |
| 21 | 平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び研究治療費の支給                                                                                               |
| 22 | 平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知「「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について」による医療費の支給                                                                 |
| 23 | 平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給                                                                                      |
| 24 | 平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付                                                                                     |
| 25 | 平成30年6月27日健発第0627号第1号厚生労働省健康局長通知「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」による医療費の支給                                                                                           |

横須賀市長 様

届出人氏名

記

|               |    |  |      |  |      |  |
|---------------|----|--|------|--|------|--|
| 世帯主           | 住所 |  |      |  |      |  |
|               | 氏名 |  | 個人番号 |  | 電話番号 |  |
| 被保険者<br>記号・番号 |    |  |      |  |      |  |

(該当する番号に○をつけ、具体的な内容について記載してください)

|                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| 1. 財産につき災害を受け、又は盗難にあった | 2. 家族が病気にかかり、又は負傷した |
| 3. 事業を廃止し、又は休止した       | 4. 事業につき著しい損失を受けた   |
| 5. 1～4に類する事由があった       |                     |
| 〔具体的な内容〕               |                     |

- ※1 国民健康保険料を納められない事情を明らかにする書類を添付して下さい。
- ※2 上記の1～5は、国民健康保険法施行令第28条の6に規定する「災害その他の特別の事情」であり、該当すると認められた場合は、特別療養費の適用除外となります。
- ※3 法第63条の2第1項又は第2項の規定による保険給付の一時差止めを受けているときに「特別の事情」に該当すると認められた場合は、この届出を行い「特別の事情」と認められると一時差止めが解除されます。

横健保 第 号  
年 月 日

様

横須賀市長

国民健康保険特別療養費支給決定に係る弁明の機会の付与通知書

あなたには、滞納している国民健康保険料を納付いただくよう再三督促しているところですが、国民健康保険法施行令で定める特別事情の届出もなく、いまだ国民健康保険料を滞納しています。

ついては、国民健康保険法第54条の3【第1項・第2項】の規定に基づく特別療養費の支給に先立ち、行政手続法第13条第1項の規定により弁明の機会を付与します。

1 弁明の件名

国民健康保険料の滞納について

2 予定される不利益処分の内容

療養の給付等に代えて、特別療養費を支給すること

3 処分の根拠となる法令の条項

国民健康保険法第54条の3【第1項・第2項】

4 不利益処分の原因となる事実

| 年度 | 期 別 | 納 期 限 | 金 額 |
|----|-----|-------|-----|
|    |     | 年 月 日 | 円   |

5 弁明書の提出先

6 弁明書の提出期限 年 月 日（ ）

<注意事項等>

- 1 弁明書の提出に併せて証拠書類等を提出することができます。
- 2 特別の事情（裏面参照）に該当する場合は、併せて「国民健康保険料の滞納に係る特別事情届出書」（第2号様式）を提出してください。
- 3 裏面の表に記載のある公費負担医療等の給付を受けている被保険者が世帯にいる場合は、併せて「原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出書」（第1号様式）を提出してください。
- 4 既に納付済みの場合は、事務上の行き違いですので御了承願います。

## 参 考

### 【国民健康保険法施行令で定める特別の事情について】

#### <国民健康保険法施行令第28条の6>

法第54条の3第1項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。次条において同じ。）を納付することができないと認められる事情とする。

- 一 世帯主又は組合員がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- 二 世帯主若しくは組合員又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- 三 世帯主又は組合員がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- 四 世帯主又は組合員がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- 五 前各号に類する事由があつたこと。

### 【特別療養費の対象外となる公費負担医療等の給付の受給者】

| 医療費の支給等                                                                                                                              | 確認できるもの（例）                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給                                                                                                     | 被爆者健康手帳                      |
| 児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第2項の医療に係る療育の給付又は同法第21条の5の29第1項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第24条の20第1項（同法第24条の24第2項において適用する場合を含む。）の障害児医療費の支給 | 医療受給者証                       |
| 予防接種法第16条第1項第1号又は第2項第1号の医療費の支給                                                                                                       | 健康被害手帳                       |
| 障害者自立支援法第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給                                                                  | 自立支援医療受給者証（育成医療・更生医療・精神通院医療） |
| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付                                                                                   | 入院措置書                        |
| 麻薬及び向精神薬取締法第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付                                                                                        | 措置入院書                        |
| 母子保健法第20条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給                                                                                                     | 養育医療券                        |
| 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給                                                                                      | 救済に関する決定通知書                  |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項又は第37条の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付                                                                 | 感染症医療費公費負担又は療養費支給に関する決定通知書   |
| 石綿による健康被害の救済に関する法律第4条第1項の医療費の支給                                                                                                      | 石綿健康被害医療手帳                   |
| 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第4条第1号の医療費の支給                                                                                        | 健康被害手帳                       |
| 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第12条第1項の定期検査費、同法第13条第1項の母子感染防止医療費又は同法第14条第1項の世帯内感染防止医療費の支給                                              | 特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証      |
| 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給                                                                                                    | 特定医療費（指定難病）受給者証              |
| 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条又は第4条の医療費の支給                                                                                        | 診療報酬明細書等                     |
| 国民健康保険法施行令第29条の2第8項の規定による高額療養費の支給                                                                                                    | 特定疾病療養受療証                    |
| 上記に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付                                                                                            | 各種手帳等                        |
| 公費負担医療受給者、市区町村の実施する小児や重度障がい者、ひとり親家庭等に対する窓口負担に対する医療費助成                                                                                | 各種手帳等                        |

(参考様式) 第 3 号様式関係

年 月 日

滞納国民健康保険料を納付が困難であることに関する弁明書

横須賀市長 様

(世帯主) 住 所  
氏 名  
電 話 ( )  
被保険者記号・番号  
(申請人) 世帯主と異なる場合は記入してください。  
住 所  
氏 名  
電 話 ( )

納付が困難なことについての弁明

- ※ 納付困難であることを確認できる書類を併せて提示してください。
- ※ 国民健康保険法施行令第 28 条の 6 で規定の特別な事情等がある場合は、「国民健康保険料の滞納に係る特別事情届出書」(第 2 号様式)を併せて提出してください。
- ※ 公費負担医療等の給付を受けている被保険者が世帯にいる場合は、「原爆一般疾病医療費の支給等に係る届出書」(第 1 号様式)を提出してください。
- ※ 弁明の機会の付与通知書に記載の提出期限までに提出してください。

横健保 第 号  
年 月 日

様

横須賀市長

特別療養費の支給に係る事前通知書

国民健康保険法第54条の3【第1項・第2項】の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、次のとおり療養の給付等に代えて特別療養費を支給することとなりますので、同条第3項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

1 特別療養費の支給対象者

| 氏 名 | 住 所 | 生 年 月 日 |
|-----|-----|---------|
|     |     |         |
|     |     |         |
|     |     |         |
|     |     |         |

2 支給開始日

年 月 日

<注意事項等>

- ① 特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、領収書等を持参の上、  
【】へ申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。 ※滞納状況によっては滞納している保険料へ給付額の全部又は一部が充当されます。
- ② 次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。
  - ・国民健康保険法第54条の3第1項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができるに至ったとき
  - ・災害その他特別の事情が生じたとき
  - ・滞納している保険料を納めたとき

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この審査請求に対する裁決があり、なお、不服がある場合は、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横須賀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 5 号様式（第 7 条関係）

横健保 第 号  
年 月 日

様

横須賀市長

### 資格確認書返還請求書

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第 54 条の 3 【第 1 項・第 2 項】の規定に基づき、貴世帯については、別添の「国民健康保険特別療養費に係る事前通知書」の通り、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなります。

これに伴い、特別療養費の支給のため国民健康保険施行規則第 27 条の 2 第 4 項による資格確認書（特別療養費）を交付しますので、同規則第 27 条の 5 の 2 第 1 項の規定に基づき、現在お持ちの資格確認書を返還期限までに返還してください。

なお、国民健康保険施行規則第 27 条の 5 の 2 第 3 項の規定により、資格確認書に表示された有効期限を経過した場合は資格確認書が返還されたものとみなすことを申し添えます。

### 記

- 1 返還期日 年 月 日
- 2 返還場所
- 3 持参物品 本書及び資格確認書をご持参ください。

横健保 第 号  
年 月 日

様

横須賀市長

療養の給付等に係る事前通知書

年 月 日付「特別療養費の支給に係る事前通知書」により、国民健康保険法第 54 条の 3【第 1 項・第 2 項】の規定に基づき療養の給付に代えて特別療養費が支給されている貴世帯の次の被保険者について、同法第 54 条の 3 第 4 項の規定に基づき、療養の給付等を行うこととなりますので、同条第 5 項の規定に基づき通知します。

なお、資格確認書（特別療養費）が交付されている場合は、別添のとおり省令第 6 条第 2 項による資格確認書を交付しますので、お手持ちの資格確認書（特別療養費）を返還するようお願いします。

記

1 療養の給付等を行う対象者

| 氏 名 | 住 所 | 生 年 月 日 |
|-----|-----|---------|
|     |     |         |
|     |     |         |
|     |     |         |
|     |     |         |

2 療養の給付を開始する日

年 月 日

<注意事項等>

- ① 療養の給付等を行う対象者は、医療機関等の窓口で自己負担割合相当分（3 割又は 2 割）を支払っていただきます。
- ② 特別療養費の支給対象者である旨が記載された資格確認書の交付を受けている場合は、横須賀市へ提出（返還）してください。

横健保 第 号  
年 月 日

様

横須賀市長

国民健康保険給付一時差止通知書

あなたが滞納している国民健康保険料について、自主的に納付されるよう何度となく  
お願いしてきましたが、いまだに納付されていません。

よって、国民健康保険法第 63 条の 2 【第 1 項・第 2 項】の規定により、 年 月  
日に申請されました国民健康保険給付について、その支払を一時差し止めます。

また、このまま更に滞納を続けられますと、一時差止めを行っている保険給付の額か  
ら滞納している国民健康保険料に相当する額又はその額以内の額を控除させていただ  
くことになります。

なお、特別の事情等があつて、保険料を納付することが困難な場合は、同封の届出書  
に記入のうえ、提出してください。

1 差し止めにかかる保険給付

| 保険給付名 | 給付決定額 | 給付差止額 | 備考 |
|-------|-------|-------|----|
|       | 円     | 円     |    |

2 滞納保険料額

国民健康保険料の滞納の状況は裏面のとおりです。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2 この審査請求に対する裁決があり、なお、不服がある場合は、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に横須賀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があつた日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(様式第 7 号 裏面)

国民健康保険料の滞納の状況

| 年 度 | 期 別 | 金 額 | 納 期 限 |
|-----|-----|-----|-------|
|     |     |     |       |
|     |     |     |       |
|     |     |     |       |
|     |     |     |       |
|     |     |     |       |
|     |     |     |       |
|     |     |     |       |
|     |     |     |       |
|     |     |     |       |
|     |     |     |       |
|     |     |     |       |
|     |     |     |       |
|     |     |     |       |
|     |     |     |       |
| 合 計 |     |     |       |

第 8 号様式（第 12 条関係）

横健保 第 号  
年 月 日

様

横須賀市長

国民健康保険給付差止解除通知書

年 月 日付け「国民健康保険給付一時差止通知書」による国民健康保険給付の  
差止めについて、解除しましたので、通知します。

1 差止めを解除する保険給付

| 一時差止めをしている<br>保険給付の額 | 給付差止解除額 | 備考 |
|----------------------|---------|----|
| 円                    | 円       |    |

2 解除理由

（1） 滞納している保険料が完納もしくは著しく減額したため

納付額 円

納付年月日 年 月 日

（2） 特別の事情が発生したため

横健保 第 号  
年 月 日

様

横須賀市長

国民健康保険給付控除通知書

あなたには滞納している国民健康保険料を納付してくださるよう再三督促しているところですが、いまだ納付されていないので、国民健康保険法第 63 条の 2 第 3 項の規定により、一時差止めに係る保険給付の額から、下記のとおり滞納している国民健康保険料を控除しますので、あらかじめ通知いたします。

記

| 区 分                         | 金 額 |
|-----------------------------|-----|
| 一時差止めをしている保険給付の額（A）         | 円   |
| 上記から控除する滞納している国民健康保険料額（B）   | 円   |
| 滞納額控除後の一時差止めしている保険給付の額（A－B） | 円   |

<注意事項等>

- 「一時差止めしている保険給付」の内容、及び「上記から控除する滞納している国民健康保険料額」の内訳は、裏面のとおりです
- 納付されたにもかかわらず本状が届いた場合は、郵送による行き違いですので御了承ください。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2 この審査請求に対する裁決があり、なお、不服がある場合は、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横須賀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(様式第9号 裏面)

一時差止めしている保険給付の内容

| 申請日 | 保険給付の種類 | 給付額(円) |
|-----|---------|--------|
|     |         |        |
|     |         |        |
|     |         |        |
|     |         |        |
|     |         |        |
|     |         |        |
|     |         |        |
|     |         |        |
|     |         |        |
|     |         |        |
|     |         |        |
|     |         |        |
|     |         |        |
|     |         |        |
|     |         |        |
|     |         |        |
|     |         |        |
|     |         |        |
|     |         |        |
| 合 計 |         |        |

控除する滞納している国民健康保険料額

| 年度  | 期別 | 金額(円) | 納期限 |
|-----|----|-------|-----|
|     |    |       |     |
|     |    |       |     |
|     |    |       |     |
|     |    |       |     |
|     |    |       |     |
|     |    |       |     |
|     |    |       |     |
|     |    |       |     |
|     |    |       |     |
|     |    |       |     |
|     |    |       |     |
|     |    |       |     |
|     |    |       |     |
|     |    |       |     |
|     |    |       |     |
|     |    |       |     |
|     |    |       |     |
|     |    |       |     |
|     |    |       |     |
|     |    |       |     |
| 合 計 |    |       |     |